

事業者
受講希望者様

(石川労働局登録教習機関)
(一社)七尾労働基準協会

クレーン運転特別教育(学科)講習会の開催について

玉掛け技能講習資格者等は一日で修了です！

労働安全衛生法では、「吊り上げ荷重(巻上げ機の能力等)が**5トン未満**のクレーン(床上操作式などの各種の**定置式**のクレーンのこと)の運転業務に労働者を就かせるときは、法定に基づく特別教育を修了させなければならない」と定められています。

〈労働安全衛生法第59条 労働安全衛生規則第36条第15項〉



★過去にこの特別教育を修了している方は受講の義務はありません。

★つり上げ能力が5トン以上のクレーンの運転はクレーン運転免許又はクレーン運転技能講習が必要です。

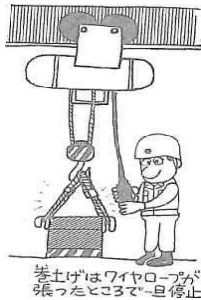
※新型コロナウイルス対策については、政府発表の対策を全日実施します。

記

1 実施日・会場 (学科 1.5日)

※玉掛け技能講習等の資格者は1日講習となります。

下記3ご参照。



日 時 (講習時間)	場 所
5年10月11日(水) (9:00~17:15)	七尾市シルバー人材センター 【ワークパル七尾】
5年10月12日(木) (9:00~12:10)	(七尾市小島町西部 1-3)
※最近のクレーンは運転操作が分かり易くできていることから、学科のみを実施するものです。	

2 受講資格 18才以上の方

※ 新型コロナウイルス感染等体調不良の方はご遠慮願います。

3 受講の一部免除について

※ 玉掛け技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習、移動式クレーン運転免許者は10/11(初日)のみの受講となり、受講料も減額されます。……………10/12の全科目免除

※6 受講料、参照↓

4 定 員 35名

※ 但し、受付期日10/2までに受講希望者が10名未満の場合は中止とさせていただきます。中止となった場合は10/3には申込者にその旨連絡いたします。

以上、ご了承のうえお申込み願います。

